

## 平成29年度 第2回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日時：平成29年（2017年）8月4日（金） 10:00～12:00
- 2 会場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：会長 山本昭和（学識経験者） ※（ ）内は選出分野  
副会長 森川裕子（家庭教育）  
委員 遠藤恵子（家庭教育）、大木文雄（公募）、  
小野田文雄（学校教育）、酒井道（学識経験者）、  
三田村悦子（社会教育）、安原千佳世（学校教育） ※五十音順  
県教育委員会事務局生涯学習課  
近藤淑恵（主幹）、高田裕文（主査）  
県立図書館  
國松完二（館長）、  
村田恵美（調査協力課長心得）、岡田知巳（サービス課長）  
事務局 中嶋修（副館長）、南都奈緒子（総務課司書）  
傍聴者 0名
- 4 議題：  
「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について  
（1）進行状況・骨子案について  
（2）各委員意見表明  
（3）まとめ  
（4）今後の予定について

### <議事録（要約）>

#### 1 開会・挨拶

館長：

本日は大変暑い中、ご出席いただきお礼を申し上げます。今期の委員の皆様には県立図書館のあり方検討について議論をお願いするという事で、今年度1回目の図書館協議会を6月に開催したときにも、いろいろなご意見をいただきました。その後、県の内部で知事協議等を進めている。これまで議論していただいた方向性であり方をまとめていくということで、大体の了承を得ている。

本日は、前回の協議から少し進めて、あり方の骨子、どういう流れであり方をまとめるかの目次、見出しのようなものをお出ししている。これについて協議をお願いしたい。

県の内部での協議だけでなく、7月末からお盆前くらいまでに、県の生涯学習課が市町の教育委員会を訪問する機会を利用して、図書館のあり方の策定についても市町のご意見をいただいている。図書館協議会の皆様からのご意見に加えて、あり方検討の参考にしたいと考えている。

今回は、骨子案をお出しするのが最初なので、いろいろなご意見をお持ちだと思ふ。忌憚のないご意見をお願いしたい。

## 2 議題「(仮称)これからの滋賀県立図書館のあり方」について

会長：

本日の進行について。議事は、前回に引き続き、「(仮称)これからの滋賀県立図書館のあり方」について。まずは、事務局から1骨子案について説明がある。それについて、委員の皆様にご意見をうかがう。そのあと私の方でまとめを行いたい。

### (1) 進行状況・骨子案について

会長：

前回の図書館協議会以降のあり方検討の進捗状況と、あり方の骨子案作成について、事務局から説明をお願いしたい。

岡田課長：

前回6月に協議いただいたあり方の資料では、県立図書館の役割、役割を果たすための方向性、役割を果たすための柱、図書館サービス拡充のための方策、図書館サービスを支えるための基盤整備という形で項目立てしていた。その後、図書館協議会でのご意見を受けて整理し、知事協議を行った。知事協議では、県立図書館の役割と方向性について了解を得た。それを踏まえ、これまでいただいたアイデアを盛り込んで骨子案を作成した。構成として考えているのは以下のとおり。

(骨子案より)

#### I 「あり方」策定にあたって

1. 県立図書館が果たしてきた役割
2. 現在の県立図書館を取り巻く状況
3. 策定の主旨

#### II 滋賀県立図書館の目指す図書館像

「全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館 自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える情報拠点としての図書館」

そのための方向性

「市町立図書館と協働して、全県域的なネットワークを構築し、県内公共図書館の持つ資源（人・資料・情報）をつなぐことにより、県民に多彩な図書館サービスを提供する。」

### Ⅲ 目指す図書館像実現のための具体的な方策

1. 全県民へ向けたサービスの実施
2. 県内各図書館をつなぐネットワークの整備・充実と県外図書館との協力
3. 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信
4. 読書を通じた次世代の育成
5. 図書館サービスをもっと知ってもらうために

### Ⅳ 図書館サービスを支えるための基盤整備

1. 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備
2. 将来の県民の利用に向けた資料の保存
3. 司書の専門性向上

### Ⅴ これからの10年を見すえた行動指針

（以下、骨子案各章・各項目について説明。一部省略。）

岡田課長：

I はあり方策定の前提となる部分。

II は、これまでの図書館協議会での議論を踏まえた内容であり、知事協議等を経て、ほぼ確定した部分。目指す図書館像は、知事から図書館への期待としてよく言われていること。図書館職員もこのようなものを目指したいと考えている。

目指す図書館像のための方向性の中に、「多彩な図書館サービス」という言葉が出てくるが、知事協議等に持っていくときに付け加えられたもの。ここで「多彩」というのは、多言語サービス、障害者サービスなど、一般的な図書館利用を考えると見落とされがちな利用対象や、電子情報サービスなどを意図している。

III では、直接サービス・間接サービスどちらも含まれるが、具体的なサービスを大きく5点挙げた。1の「全県民へ向けたサービスの実施」の中には、さらに次の5項目を考えている。（1）市町立図書館支援を通じた県民への資料提供、（2）市町立図書館支援を通じた県民へのレファレンスサービス、（3）インターネット等を活用した非来館による情報提供サービス、（4）高齢者や障害者、外国人など、図書館利用に配慮の必要な層に向けたサービス、（5）読書とともに自然や芸術にも親しめる、豊かな時間を過ごせる場の提供。（1）から（3）は県内どこにいても利用できる非来館サービス、（4）は県民だれでも利用できるということを強調したサービス、（5）は県立図書館に来館する利用者のための直接サービスで、県立図書館に来館することのメリット。（1）から（3）の「どこでも」、（4）の「だれでも」に対して、（5）はそれでカバーしきれない部分。県立図書館の直接サービスは、市町立図書館のサービスの補完になるということ。

IV は、III の活動をするために必要となるもので、図書館の基本をしっかりと培っていき

たいという部分。資料をしっかりと集める・用意する、それを残していく、それをうまく使いこなせる人（司書）を育成・確保・維持するという3点を基盤整備とする。

Vは、ⅢからⅣに挙げる各項目について、年次にとられない行動指針を設定する。具体的にどのようなことをしていくかを挙げ、いつごろから始めいつごろまで続けるかということ、簡単な表にしたいと考えている。

## （2）各委員意見表明

会長：

骨子案の構成、盛り込まれている内容、文章表現などについて委員からご意見をお願いしたい。

委員：

Ⅱについて。おおむね賛成。数値目標を入れるかどうか、図書館の王道に行くか、もう少し個性・特色を出すか、考える余地があると思う。事務局としてはどのような考え方か。

岡田課長：

県立図書館としては、図書館機能の何かに特化するよりは、すべての人に開かれ、だれでも必要な資料・情報入手でき役立てられるという、基本的なサービスを目指したいと考えている。

数値目標については、5カ年計画などであれば終期が決まっていて、数値目標が必要だが、あり方はその前段階となるものと考えている。数値目標を立てるべきものとしてはそぐわないのではないかと考えている。何か入れるとしたら、Vのこれからの10年を見すえた行動指針の中に、10年後にどのような姿になっているかを、数値で書けるものがあるかもしれない。書けないものもあると思う。

会長：

Ⅱの方向性の中に、「県民に多彩な図書館サービスを提供する」という言葉が出てくる。多彩というと、とにかくいろいろなバリエーションのサービスをするように読める。多彩なことはよいことだが、王道に行くのであれば、必要なこととそうでないことのメリハリが必要。文言としては多彩という言葉を残してもよいが、本文には外国人や障害者などいろいろな利用者がいることに対しての多彩なサービスであるということを書きこんでほしい。

副会長：

やはり、「多彩」という言葉が気になる。県民一人ひとりに寄り添うとか、県民一人ひとりが必要としていることに応える図書館などの意味合いで、言い方を考えてはどうか。

委員：

Ⅲの4に「読書を通じた次世代の育成」を入れているので、Ⅰの策定の趣旨の中に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」は入れてほしい。最近出た「学校図書館ガイドライン」までは不要だと思う。

Ⅲの1の(5)「読書とともに自然や芸術にも親しめる、豊かな時間を過ごせる場の提供」という項目について。その内容として、「びわこ文化公園内という立地を生かした、「読書の場」の創造」と書いている。自然や芸術にも親しめるという情操を養うとか、知的創造とか、大きな考え方かと思うが、「読書の場」ではそれよりも意味が狭いように感じる。より広い意味の言葉が適切ではないか。

委員：

同じく、「読書の場」は、読書に限定せず、もっと広がりをもった言葉にするとよいと思う。「知的創造の場」など。

委員：

「読書の場」とは、読書スペースをもつ建物の増築のことを意図していると読めなくもない。今の建物の中で実現するのか？または、前に委員二人がおっしゃったように、読書に加えて、ディスカッションや教育が可能なスペースを考えてのことか？それによって言葉を選ぶとよいと思う。

岡田課長：

おっしゃっていただいたことが実現できるとよいとは思いますが、基本的にはハードウェアのほぼ変更が見込めない中で、ソフトウェア的な活動と考えている。

委員：

あり方の骨子に入れるかどうかは別にして、実際に読書以外にも知的創造の場を作ることができるのか、どの層をターゲットにするか、見通しを持っているとよいと思う。

委員：

資料収集について。明記しているのは、Ⅲの(5)の中に、「百万冊を超える蔵書を持つ県内最大の公共図書館として、網羅性の高い蔵書を基に資料・情報の提供」と書かれているのと、Ⅳの1に「全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備」と書かれている2箇所。ある文章で、最低でも1億円必要になるという説を読み、なるほどと思った。なぜ1億円かというと、新刊書全部を買うと2億円くらい必要だが、国立国会図書館や市町村立図書館との役割分担の中で、県立図書館は最先端の資料の少なくとも半分くらいを集

めるべきだからというもの。本を読む人たちの創造性を高めること、今までの文化に何か新しいものを作り出していくことが、県立図書館の使命だと思う。事業概要で見ると、滋賀県立図書館の資料費は約6,000万円。資料収集では創造性を高めるために新しい資料を絶えず追い求めること、さらに、資料費を増やしていくように対策をとることも必要だということも書いてほしい。予算取りのことも考え、資料収集のことをほかの項目よりも強く出した方がよいと思う。または、蔵書資料についての見解がいちばん大事なことだと思うので、加えて明記してほしい。

会長：

図書館は蔵書が命。蔵書に関することを、もっと重要な書き方をしてほしいという意見。Ⅳの1に、予算がつくような書き方をするとか、または寄付など税金以外でお金を集める方法を書き込んでもよいのではないか。

副会長：

Ⅲの1の(5)の中の、「予期せぬ本との出会い、現物に触れることの大切さ」という文言。たまたま手に取った本が人生を変えることもある。「予期せぬ」とするよりも、楽しい感じがする言葉がよいと思う。

委員：

同じ部分の、「現物に触れることの大切さ」という言葉が気になった。「本に触れる」の方が親しみやすい。

あり方には、数値目標は入れないことで全体をまとめた方がよいと思う。一部分入れるよりも、全体を統一した方がよい。

「多彩」という言葉について。あまり手を広げすぎても後々困ることになるかもしれない。王道を行くという意味で、「多彩」という言葉は入れない方がよいのではないか。

会長：

「予期せぬ」「現物」とか、言葉遣いはもっと考えてほしい。「多彩」という言葉にひっかかる方が多いようだ。誤読されないよう、「多彩で上質な図書館サービス」とか、何か工夫をしてほしい。

委員：

Ⅲの4の中に、「児童書の全点購入とその活用による子どもの読書環境整備」とあるが、具体的にはどういうことを考えているか？

岡田課長：

県立図書館が児童サービスを行う意味合いについて議論はあるが、当館は児童サービスをしっかり行っていくという方針。そのための材料として児童書を全点購入している。それをいろいろな方々に利用していただきたい。館内のサービスにも活用する。市町立図書館への貸出も行う。それだけでなく、いろいろな場所への出張展示も考えている。本をしっかり集めているのだから、いろいろな場で活用していただけるよう取り組みたいという考え。

委員：

全点購入していて、それをアピールするのだということは分かるが、現在本を1冊ずつしか買っていないため、実際には活用が難しいのではないかと思った。7年位前までは同じ本を複数買っていたので、一年間に出版された絵本を全点そろえた部屋で一度に見ることができていた。今は、貸出されると部屋になくなるため、それができない。

会長：

全点購入している図書館は多くはないので、滋賀県の子どもはすべての本を読むことができるという意味で恵まれていると思う。

委員：

王道のあり方骨子案であるので、委員としてはこれでよいと思うが、行政的にはもの足りないといわれるのではないかと心配している。Ⅱの方向性に「全県域的なネットワークを構築し」とあるが、現在もネットワークがあるので、これから新しく構築するようにとられないよう、書き方を変えてほしい。

「多彩」は、もう少し文言を加えた方がよいと思う。

Ⅲの1の(5)「読書の場」について、図書館内だけにとどまるなら「読書の場」でよいと思うが、びわこ文化公園内、新生美術館を含め近隣のことも考えるなら、もっと創造的な言葉で書いた方がよいと思う。

Ⅲの3の中に、「県各部局」「県庁各部局」と二種類出てくる。意味が違うならわかりやすく書き分けを。

Ⅳの3、司書の専門性の向上について、もっと具体的に書いてほしい。県内の市町立図書館では、司書資格を持っている職員が多いが、嘱託職員や臨時職員が多い。県立は正規職員で司書ということのアピールし、市町にもそういったことを働きかけてほしい。

委員：

Ⅲの3の中にある「社会情勢の変化を受けた地域課題解決に役立つ資料収集・提供」ということについて、より具体的なイメージがあるとよい。先日、県立図書館の児童書の検索画面で、絵を押すと関連の本が表示される機能を見た。絵で検索する人が多いなら、そ

の機能を充実させるとか。利用者の本の探し方は多様。社会情勢の変化に対応するために、利用者の行動を分析し、図書館サービスにフィードバック・改善すると、図書館のリアルタイム成長を図ることができる。今もある程度実施していることがあればそのままよいと思うが、それを骨子案に入れると、利用者のニーズや社会情勢に対応していくと、図書館がよい方に向かっていくというメッセージになる。

また、Ⅲの1の(3)、インターネット等を活用した非来館による情報提供サービスについて。アマゾンのように、本の検索結果に表紙と目次を表示することは可能か？また、検索以外でも、非来館による情報提供で何か考えていることはあるか？本棚をインターネットで見られるようにするとか。寝たきりで本を借りに行けない人が、インターネットで本の全文を閲覧できるようにするとか。著作権法の関係もあると思うが。

岡田課長：

表紙画像の表示は、そのようなシステムが出始めたところで、将来的には可能になると思う。目次は、図書館で購入している目録にはじめからデータ入力されているものなら表示可能。自館で入力することは労力がかかるので、それをするならばどこまで省力化するかが問題。ほかには、検索については関連書も表示できるようにならないかと考えているし、電子書籍もこの項目に入ると思う。新聞記事見出し検索、デジタルアーカイブなど、図書館で作っているデータベース、コンテンツの今後については、いろいろなアイデアを考えていければと思う。ホームページの閲覧だけでなく、プッシュの発信も何かできないか考えたい。バーチャル書架についても、考えてみたことがある。開架だけでなく書庫の本も含め、図書館の本を分類順に並べて、クリックすると本が開いていくようなことが、実際にできたら面白いと思う。全文をインターネットで送信することについては、現状著作権法の制約がある。

委員：

今提案したアイデアをすべてやる必要はないと思うが、多彩なサービスということに関わって、そのようなことも可能性として考えられると思う。

委員：

Ⅲの5、図書館サービスをもっと知ってもらうための、読書に関わるイベントについて。場所は県立図書館内か、外に出向いて行ってするのか。

岡田課長：

県立図書館を会場にするのではなく、県内のいろいろな場所で行うことをイメージしている。市町立図書館と協働したり、県の公共図書館協議会と共催で行ったりすることをイメージしている。



委員：

骨子の内容ではないが、例えば、本のPOP紹介を県内図書館と連携するイベントはどうか。県内の市町立図書館各館でPOP作りをしてもらい、そのコピーを県立図書館に集めて展示できたら、自分が住む市町以外の人がこんな本を読んでいるのかと知ることができ、県民が気持ちの面でつながることができるのではないかと思った。

会長：

Ⅳの基盤整備に挙げているもののうち、資料のデジタル化、デジタルアーカイブ、データベース作成、電子書籍などは、非来館サービスの基盤となること。ICTに関わる基盤整備として、項目を別立てした方が予算取りのためにもよいのではないか。

副会長：

Ⅲの5「図書館サービスをもっと知ってもらうために」だけ項目名が柔らかい表現。ほかは漢字でかちつとした印象。違う表現も考えてみてはどうか。

会長：

項目名は、名詞止めにせず、動詞形でそろえるとインパクトがあってよいと思う。

委員：

Ⅴの行動指針について、考えていることはあるか。

岡田課長：

Ⅲ～Ⅳについて具体的に書いていくうちに、個々の項目について行動指針が出てくると思う。それを抽出したい。

副会長：

Ⅳの基盤整備は基本的なこと。Ⅲの方策と順番を入れ替えた方がよいかもしれないと思った。

岡田課長：

Ⅱからつながる形で、Ⅲでこれをします、そのためにはⅣでこういう基盤整備が必要という流れにした方がスムーズだと考えた。

### (3) まとめ

会長：

ほかになれば、本日いただいたご意見をまとめたい。

Iについては、3の策定の趣旨に子どもの読書に関する法律を入れてほしいということ。

IIについては、目指す図書館像は王道でよい。ネットワークの「構築」はすでにされているので、表現を考えてほしいということと、「多彩」という言葉はこのままではそぐわないのではないかとということ。

IIIについては、1の(3)インターネット等を活用した非来館による情報サービスを、もっと詳しく書いてほしいということ。(5)では、「読書の間」という言葉は狭いので、「知的創造的の間」などにしてはどうかという意見や、「予期せぬ」「現物」という言葉は、少し違和感があるという意見。5では、イベントは県立図書館内ではなく、外に出かけて行って実施するということを確認した。項目は、1から5に加えて、今後の社会情勢の変化に対応するということの一つ加えてほしい。項目名は、名詞で終わるものよりも、意欲が見えるように動詞で終わるようにした方がよい。

IVについては、資料費確保のための工夫として、蔵書整備の重要性を書き込んだ方がよい。項目を1から3に加えて、ICT化の基盤整備とかノウハウの蓄積についての項目を作った方がよい。3については、県下の市町の司書採用についても加えて書いてほしいという意見が出た。

次に、事務局から今後の予定について説明をお願いしたい。

### (4) 今後の予定について

事務局：

本日ご覧いただいたのは、あり方の骨子案ということで、目次のように、項目が並んだものだった。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、検討を進めていきたい。このあとは、県や関係機関との協議、現在訪問中の市町の教育委員会からのご意見を加え、骨子案を確定する。それをもとにワーキンググループであり方の原案を作成する。次回の図書館協議会では、原案についてご意見をうかがいたい。開催時期は、現在のところ10月の予定としているが、原案作成の作業や、関係機関との協議等の進捗状況によっては、時期がずれる可能性がある。事務局にて追って調整させていただきたい。

次回の協議会で原案についてご意見をうかがったあとは、ワーキンググループで最終案を作成し、教育委員会、議会関係、知事部局と協議を経て、12月を目途に策定をしていきたいと考えているので、よろしくご協力をお願いしたい。

委員：パブリックコメントは実施するのか？また、市町の教育委員会訪問で、今のところ

ろ何か反応や意見があったら教えてほしい。

事務局：

パブリックコメントの実施や、県議会での議決については、現時点では考えていない。協議を進める中で、行うことになる可能性もあるが。市町の教育委員会を訪問しているのは、県の公共図書館協議会などで市町立図書館との意見交換の機会があるが、教育委員会からの意見を聞く機会がなかなかなかったため。これまで通り市町の支援、バックアップに力を入れていくという方向性をご説明している。市町の教育委員会からは、市町立図書館支援を継続・充実させてほしいというご意見をいただいている。

会長：

あり方についての協議は以上とする。最後に、図書館から報告事項や連絡事項などがあればお願いしたい。

### 3 その他

館長：

まず、本日の議論の中で、委員からお話が出たことについて補足したい。一つは、数値目標の話があった。図書館であり方や基本計画を作る場合、数値目標をおくのが基本。『市民の図書館』が成功したのも、数値目標を出し、これに向かって進むべきという姿を示したから。かつて、県の図書館振興策が県内の市町村に浸透したのも、図書館の面積、蔵書冊数などで数値目標を示したことで、市町村によい影響を与えた。そういう意味でも何か数値目標を出せればと思うが、県としての数値目標は立てにくいところがある。

もう一つは、資料費が1億円必要という話があったが、これはもともと滋賀県が言い出したこと。滋賀県では、1988年から10か年の図書資料整備の計画で、実際は1988年から20年間、図書費1億円を実現していた。財政が厳しくなり、現在地方の県立図書館で資料費1億円を実現できているのは、鳥取県、岡山県のみ。今も理論としては正しく、そのくらいの資料費が必要だと思う。

次に、全国・県内の公共図書館を取り巻く状況について説明したい。

1点目は、指定者管理制度の導入と、窓口委託が話題になっている。滋賀県内の公共図書館では幸いそのどちらもない。地方自治体の財政の悪化で、いくつかの自治体で話も出た。今、近江八幡市では市役所にキッズライブラリーを併設するという話が進んでいるが、その運営をどうするかということについて、またそういった話が出てくる恐れもある。

2点目は、トップランナー方式の見送り。各自治体には、人口に応じて国から地方交付税が交付されている。図書館については、その算定を、指定管理を導入した場合の安い額を基準とせず、直営を前提とすることになった。滋賀県内の公共図書館では、交付税措置

の倍くらいの額を図書館にかけ、各自治体が持ち出しをして図書館運営に当たっている。全国的には国の交付税の増減が図書館運営に影響を与えるので、注目されている。

3点目は、昨年度から市町村の図書館協議会に必要な経費も、交付税措置に算定されるようになったこと。これまでは都道府県立図書館のみだったので、増加したということ。

4点目は、結果としてはあまり進んでいないが、マイナンバーカードの導入。図書館の利用カードの代わりにマイナンバーカードを使うということ。千葉市、姫路市などの図書館でも実際の運用が始まっている。総務省ではマイナンバーカードの活用として、図書館を例にするのがいちばん普及しやすいと考え、力を入れている。プライバシー保護などに課題はある。

5点目は、視覚障害者に対するサービス。昨年度「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。図書館は、活字で作られた本を主に扱う施設で、視覚障害者は、これまで図書館サービスを一番利用しづらかった。そういう方へのサービスを図書館で考えていかなければならない。滋賀県は特にこの部分に対するサービスが、他府県に比べて遅れている。あり方の中にも盛り込んでいかなければならない。

6点目は、図書館の建て替えや、長寿命化工事について。県内の公共図書館は建設から30年経つところが多くなってきた。これから守山市、長浜市が建て替えを行う。県立図書館については、この場所で長く使っていくために、昨年度から長寿命化工事を実施している。来年度は大屋根の改修工事をする予定。資料の収容・保存のあり方も検討課題。

公共図書館を取り巻く全国的な現状は、明るいとはいえない。貸出冊数も減少傾向。何に起因するのか完全には分析がしきれていないが、電子資料とかインターネットの普及による読書離れとも、図書館の運営体制・職員体制の変化が選書能力の低下をもたらし、利用減に波及しているのではないかともいわれる。滋賀県でも、これまでずっと伸びてきた貸出が落ちている。滋賀の図書館の将来的な姿も、あり方の策定の中に盛り込みたい。

#### 4 閉会

会長：

本日の図書館協議会は以上で終了とする。委員の皆様にはご協力いただきお礼を申し上げます。